

# 契 約 書

事業者：吉田整形外科医院

利用者：\_\_\_\_\_

## 第1条 (サービス契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対して可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションを提供します。
- 2 事業者はサービス提供にあたっては、利用者の要介護状態区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

## 第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。  
但し、上記の契約期間の満了日前に、利用者が要介護状態区分の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。
- 2 契約者が有効期限満了の14日までに更新を行わない旨の意思表示がない場合は、本契約は同じ条件で自動更新されるものとします。この場合の契約期間は更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後認定有効期間満了日までとします。その後もこれに準じて更新されるものとします。

## 第3条 (訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービス計画等(以下「計画」))

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、必要となるサービス種類ごとに「計画」を作成し、これに沿って計画的にサービスを提供します。利用者に説明し交付します。
- 2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能な場合には、速やかに「計画」の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画書の変更を希望する場合には、必要が有ると認められた場合は、居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

## 第4条 (身体的拘束等の禁止)

- 1 事業所は、サービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。  
ただし、利用者又は他の利用者等の生命の又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急止むを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等に記録します。

## 第5条 (サービス提供の記録等)

- 1 事業者は、利用者に対してサービスの提供するごとに、提供日及び内容等サービスの提供に関する記録を整備し、完結後5年これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。ただし、写しの交付に際しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

## 第6条 (利用者負担金及びその滞納)

- 1 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し利用料自己負担分を支払います。
- 2 サービスに対する利用者負担金は、別紙に記載する通りとします。ただし、契約の期間中、介護保険法等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要になった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 3 事業者は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 4 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヵ月以上滞納した場合には、事業者は1ヵ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わない時に限り、文書により契約を解除することができます。
- 5 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画書の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うように要請するものとします。

## 第7条 (利用者の解約等)

- 1 利用者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

## 第8条 (事業者の解除)

- 1 事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合には、事業者は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等にその旨を連絡します。

## 第9条 (契約の終了)

- 1 利用者が介護保険施設等に入所し、又は要介護認定が受けられなかった事等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合には、この契約は終了するものとします。この場合には、事業者は、速やかに利用者へ通知するものとします。

## 第10条 (事故等の対応等)

- 1 事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない時は、この限りではありません。

## 第11条 (秘密の保持)

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らす事はありません。
- 2 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

- 3 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持違反の責任を負わないものとしします。

#### 第12条 （苦情対応）

- 1 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いも致しません。

#### 第13条 （利用者代理人）

- 1 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

#### 第14条 （契約外事項等）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービス及び同一の種類介護保険外サービス（利用限度額を越えるサービス）を対象としたものであるため、利用者がこれ以上のサービスを希望する場合には、別途契約するものとしします。

上記の通り、訪問（介護予防訪問）リハビリテーションサービスの契約を締結します。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者各1通ずつ保有することとしします。

年 月 日

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

(立会人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(注)「立会人」欄には、利用者本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務を負うものではありません。

(事業者)	所在地	小田原市扇町 4-7-15	
	事業者名	吉田整形外科医院	
	代表者	吉田 宜生	印